

令和6年5月21日

産業廃棄物処理業者 各位

京都市環境政策局  
循環型社会推進部  
廃棄物指導課長

### 本市における盛土規制法の運用開始について（通知）

平素は本市の環境行政に御理解と御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

京都市では、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」といいます。）の規制区域として市内全域を指定し、令和6年6月6日から運用を開始する予定です。運用開始日時点において、一定規模以上で土石を堆積させている場合、本市の都市計画局開発指導課へ届出が必要となりますので、別添のリーフレット<sup>\*1</sup>を御確認のうえ、手続いただきますようお願いいたします。

また、運用開始日以降に新たに一定規模以上で土石を堆積させる場合には、許可等が必要となりますので、併せて別添のリーフレット<sup>\*2</sup>を御案内いたします。

※1 「令和6年6月6日時点で工事中の盛土等は届出が必要となります。」

※2 「京都市全域で盛土等を新たに行うときは、事前に許可又は届出が必要となります。」

#### 【産業廃棄物処分業許可業者の許可・届出不要の規定について】

産業廃棄物処分業の許可を受けている場合は、当該許可に係る事業場内において一連の処理の行程の中で適切に保管されている「産業廃棄物に該当する」土石等については、盛土規制法に係る許可及び届出は不要となっています。一方、「有価物である」処理後の製品の土石（再生砕石や改良土等）は、許可不要の対象外であることから、一定規模以上で堆積させる場合には、通常どおり許可又は届出の手続が必要となります。

裏面に許可・届出の要否についてまとめて記載しておりますので、御参照ください。

<盛土規制法 届出・申請・問合せ先>

京都市都市計画局 都市景観部  
開発指導課 盛土規制担当  
TEL : 075-222-3558

<本通知に関する問合せ先>

京都市環境政策局 循環型社会推進部  
廃棄物指導課 （担当 勝見、森）  
TEL : 075-222-3957

## 産業廃棄物処分業許可業者における盛土規制法の許可・届出の要否

### ○処分業許可業者の事業場内で行われる土石の堆積

- (1) 処分するために保管される産業廃棄物である土石  
→ **許可・届出が不要** (例：がれき類、廃棄物混じり土 等)
- (2) 処分後に有価物となった（産業廃棄物に該当しない）製品の土石  
→ **許可・届出が必要** (例：再生砕石、改良土 等)
- (3) 処分後も産業廃棄物に該当する土石  
→ **許可・届出は不要** (例：製品の品質を満たさない処理後物 等)

### ○処分業許可業者の事業場外で行われる土石の堆積

上記の(1)～(3)いずれの場合も

- **許可・届出が必要** (通常の手続きと同じ)

## 盛土規制法における「土石」の定義

「土石」とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指します。

(1) 「土砂」とは、次の①から⑤までのいずれかに該当するものを指します。

- ① 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）
- ② 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル 以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- ③ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
- ④ 土にセメント、石灰 若しくは これらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
- ⑤ 建設廃棄物等の建設副産物を土と同等の性状にしたもの

(2) 「岩石」

「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものを指します。

# 令和6年6月6日時点で工事中の盛土等は 届出が必要となります。

- 京都市では「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称：盛土規制法)」の規制区域を市内全域に指定し、令和6年6月6日から運用を開始する予定です。
- 運用開始時点で工事中の盛土等については、令和6年6月6日(木)～令和6年6月27日(木)の期間に、盛土に関する届出の提出が必要となります。なお届出された内容は公表します。
- 下記の届出対象規模の工事を行っている場合は、京都市都市計画局開発指導課へ、届出をお願いします。

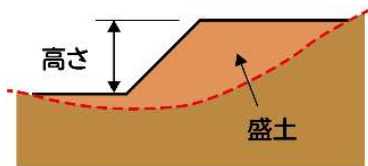
## 届出対象となる盛土等の工事

赤文字 届出対象

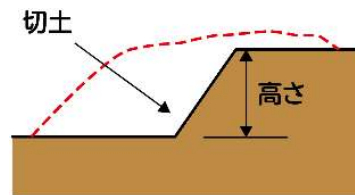
青文字 届出の図面提出対象

### ■土地の形質の変更(盛土・切土)

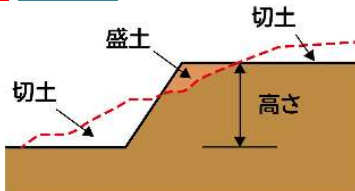
- ①盛土で高さが **1m超** **2m超** の崖※を生ずるもの



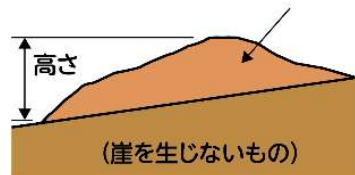
- ②切土で高さが **2m超** **5m超** の崖を生ずるもの



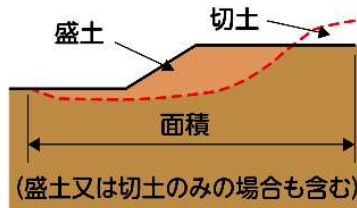
- ③盛土と切土を同時に行い、高さが **2m超** **5m超** の崖を生ずるもの(①、②を除く)



- ④盛土で高さが **2m超** **5m超** となるもの(①、③を除く)

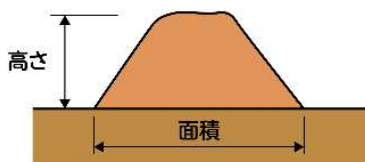


- ⑤盛土又は切土をする土地の面積が **500m<sup>2</sup>超** **3,000m<sup>2</sup>超** となるもの(①～④を除く)



### ■一時的な土石の堆積

- ⑥最大時に堆積する高さが **2m超** **5m超** かつ面積が **300m<sup>2</sup>超** **1,500m<sup>2</sup>超** となるもの



- ⑦最大時に堆積する面積が **500m<sup>2</sup>超** **3,000m<sup>2</sup>超** となるもの



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいう。

届出書類は、裏面をごらんください。

## ■届出書類について

(ア) **赤字** の場合は、以下の1から4の提出が必要です。

(イ) **青文字** の場合は、以下の1から6の提出が必要です。

### 1 届出書

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（様式第15号）

または

土石の堆積に関する工事の届出書（様式第16号）

に必要事項を記入してください。

### 2 位置図

縮尺を1/2, 500以上とし、原則として都市計画基本図を使用してください。

（明示すべき事項）

縮尺、方位、道路及び目標となる地物

### 3 届出地及びその周辺の写真

盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその周辺の状況を明らかにする写真

### 4 委任状

工事主以外が届出をする場合、委任状の提出が必要です。

### 5 地形図

縮尺を1/500以上とし、等高線は2mの標高差を示すものとしてください。

（明示すべき事項）

縮尺、方位及び土地の境界線

### 6 土地の平面図

（明示すべき事項）

宅地造成、特定盛土等

- ・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分
- ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置
- ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載してください。

土石の堆積

- ・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容
- ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容
- ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容

（申請・問合せ）

京都市都市計画局 都市景観部 開発指導課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎2階  
電話 (075) 222-3558 FAX (075) 213-0156



詳しくは京都市のホームページをご確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000316768.html>



# 「盛土規制法」運用開始のお知らせ（令和6年6月6日施行予定）

京都市全域で盛土等を新たに行うときは、  
事前に許可又は届出が必要となります。

- 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称：盛土規制法)」が施行されました。
- 京都市では、令和6年6月6日に市内全域を規制区域に指定し、盛土規制法の運用を開始する予定です。（規制区域(案)は裏面で確認できます。）
- 下記の許可又は届出対象工事に示す規模の盛土等を行う場合は、工事を行う前に許可又は届出が必要となりますので、申請をお願いいたします。

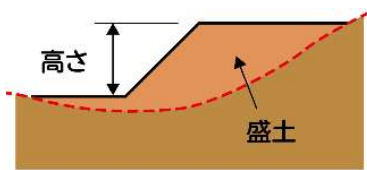
## 許可又は届出対象となる盛土等の規模

**赤文字** 宅地造成等工事規制区域において許可対象  
特定盛土等規制区域において届出対象

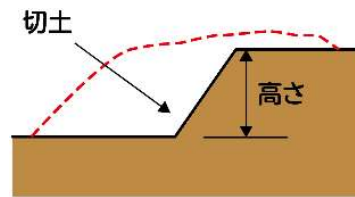
**青文字** 特定盛土等規制区域において許可対象

### ■土地の形質の変更(盛土・切土)

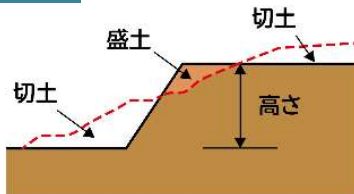
- ①盛土で高さが **1m超** **2m超** の崖※を生ずるもの



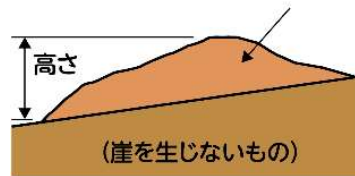
- ②切土で高さが **2m超** **5m超** の崖を生ずるもの



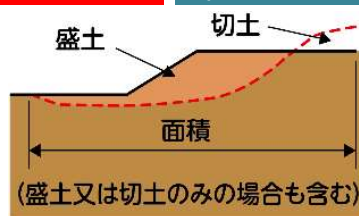
- ③盛土と切土を同時に行い、高さが **2m超** **5m超** の崖を生ずるもの(①、②を除く)



- ④盛土で高さが **2m超** **5m超** となるもの(①、③を除く)

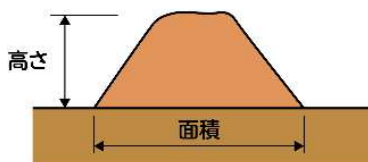


- ⑤盛土又は切土をする土地の面積が **500m<sup>2</sup>超** **3,000m<sup>2</sup>超** となるもの(①～④を除く)



### ■一時的な土石の堆積

- ⑥最大時に堆積する高さが **2m超** **5m超** かつ  
面積が **300m<sup>2</sup>超** **1,500m<sup>2</sup>超** となるもの

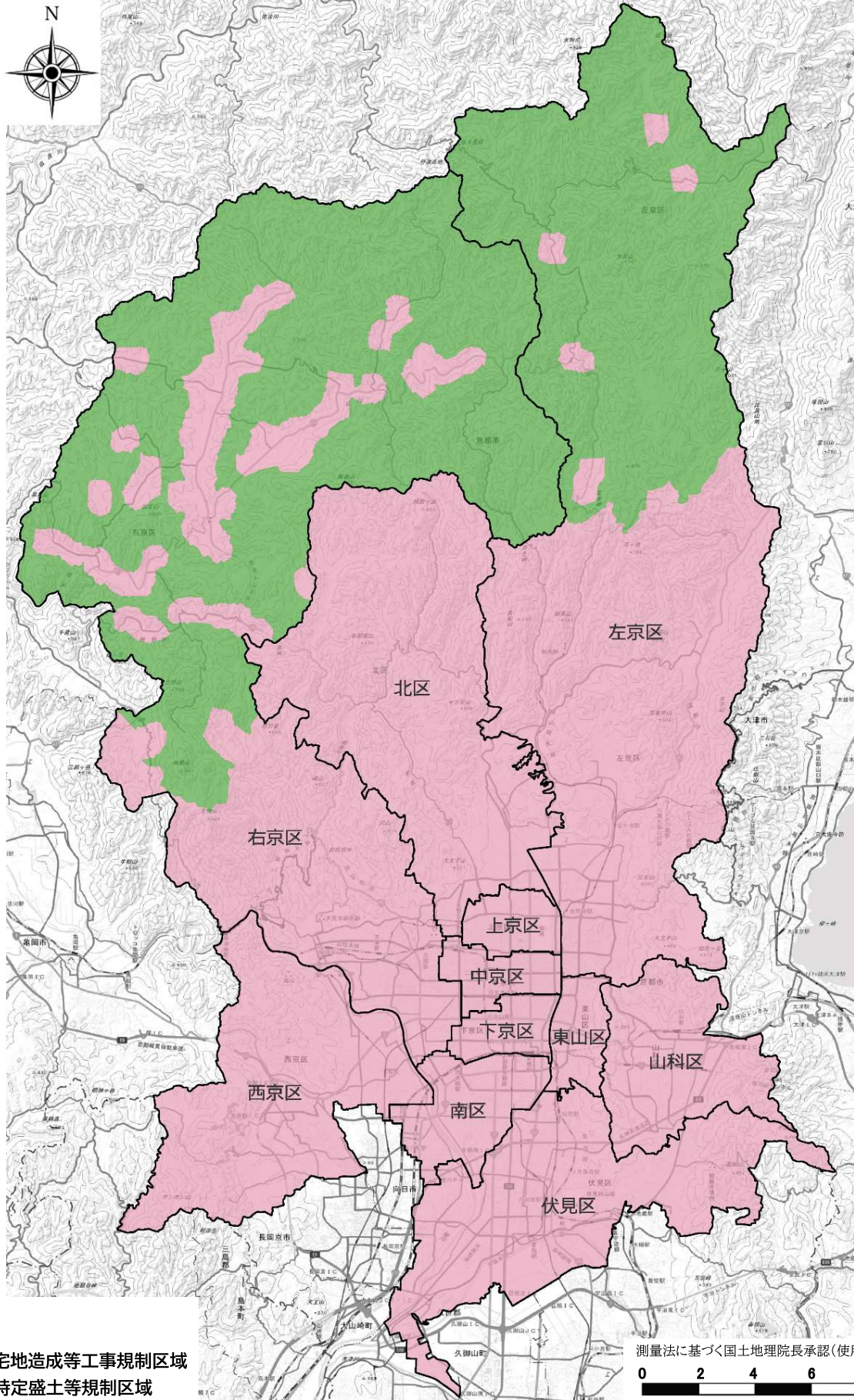


- ⑦最大時に堆積する面積が **500m<sup>2</sup>超** **3,000m<sup>2</sup>超** となるもの



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいう。

# 京都市 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図(案)



## 凡例

- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域

(申請・問合せ)

京都市都市計画局 都市景観部 開発指導課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎2階  
電話 (075) 222-3558 FAX (075) 213-0156



詳しくは京都市のホームページをご確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000316768.html>

